

備品購入仕様書

- 1 件 名 東部消防署新庁舎用備品購入
- 2 品目及び数量等 別表のとおり
- 3 納 入 場 所 東部消防署（鹿屋市串良町下小原 1973－6 外 9 筆）
- 4 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 31 日（火）
- 5 納入・設置・撤去等について
 - (1) 別記の参考品は既存備品との統一性、機能性、安全性、長期的使用に伴う保守体制を考慮して指定したものである。
同等品で応札する場合は、グリーン購入法に適合した日本製で、参考品と材質等が同等以上であるものを基本として、同等品申請リスト（任意様式）により、カタログ、製品詳細図面等を提示し、担当者の承認を受けるものとする。
 - (2) 受注者は購入物件の搬入設置を行い、組立、設置等に係る費用は全て受注者の負担とする。
 - (3) 納入に際しては、事前に担当者と日程調整を行い、指定の日時に納入すること。なお、新庁舎引渡し予定日（令和 8 年 3 月 10 日）以降の搬入設置とする。
※新庁舎建設工事の進捗状況で早まる可能性あり。
 - (4) 搬入経路、納入場所における配置等の詳細については担当者の指示に従うこと。搬入については、施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うよう努め、必要があれば養生等の処置を施すこと。
なお、納入の際には受注者が立会い、万一、建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。
 - (5) 作業終了後は清掃を行い、発生材等は持ち帰り、関係法令に従い適切に処理すること。
 - (6) 指定場所に納められた物品は、担当者の検査に合格した後、速やかに書面により引き渡しを行うこと。
 - (7) 検収日から 1 年以内に発生した故障、品質不良、変質等に無償で対応すること。
 - (8) 本仕様に記載のない細部については担当者の指示に従うこと。